

新潟市ホームヘルパー派遣事業運営要綱

(目的)

第1条 新潟市ホームヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）は、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障のある老人のいる家庭，身体上の障害等により日常生活を営むのに支障のある身体障害者のいる家庭，心身障害のため独立して日常生活を営むのに著しく支障のある心身障害児を抱えている家庭及び難病のため日常生活を営むのに支障のある者のいる家庭に対してホームヘルパーを派遣し適切な家事，介護等日常生活の世話及び外出時の付添いを行い，もってこれら老人，身体障害者，心身障害児及び難病患者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は新潟市とする。

(派遣対象)

第3条 ホームヘルパーの派遣対象は，次の各号に掲げる者（以下「派遣対象者」という。）のいる世帯であって，派遣対象者又はその家族が派遣対象者の身体介護又は家事援助サービスを必要とする場合とする。

- (1) 老衰，心身の障害，傷病等の理由により，臥床しているなど日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上の者（以下「老人」という。）
- (2) 身体上の障害等のため，日常生活を営むのに支障のある身体障害者（以下「身体障害者」という。）
- (3) 障害のため，日常生活を営むのに著しく支障のある重症心身障害児（者），知的障害児，身体障害児（以下「心身障害児」という。）及び知的障害のため，日常生活を営むのに支障のある知的障害者
- (4) 前各号に掲げる者の外，日常生活を営むのに支障のある障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の規定に基づく疾病の患者で，在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師により判断される者（以下「難病患者」という。）
- (5) 視覚障害者，脳性まひ者等全身性障害者及び知的障害児者で，市，福祉事務所等公的機関，医療機関に赴く等社会生活上外出が不可欠なとき及び社会参加促進の観点から市長が特に認める外出をするときにおいて，適当な付添いが必要な者（以下「視覚障害者等」という。）
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(対象除外)

第4条 前条の規程にかかわらず派遣対象者が次の各号の一に該当する場合は、ホームヘルパーの派遣は行わないものとする。

- (1) 医療機関に入院又は施設に入所している場合
- (2) 悪質な疾患があり、他に伝染する恐れがある場合又は入院加療を要すると認められる場合
- (3) 市長が正常な事業運営を行うことに支障があり派遣することが不適当と認める場合
- (4) 介護保険法に規定する訪問介護を利用できる場合（ただし、市長が派遣を必要と認める場合を除く。）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条に規定する介護給付費又は訓練等給付費若しくは同法第30条に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けて障害福祉サービスを利用できる場合（ただし、市長が派遣を必要と認める場合を除く。）

(サービスの内容)

第5条 ホームヘルパーの行うサービスは、第3条第5号に規定する派遣対象者を除き次の各号に掲げるもののうち、市長が認めるものとする。

- (1) 身体の介護に関すること。
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助その他必要な身体の介護
- (2) 家事に関すること。
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関等との連絡
 - カ その他必要な家事
- (3) 相談、助言に関すること。
 - ア 生活、身上、介護に関する相談、助言

イ その他必要な相談，助言

2 第3条第5号に規定する派遣対象者に行うサービスは，次の各号に掲げる外出時の付き添いに関するものとする。

(1) 市役所等公的機関に赴くとき

(2) 医療機関への受診，治療のため外出するとき

(3) 社会参加促進の観点から市長が特に必要と認める外出をするとき

(派遣の申請)

第6条 ホームヘルパーの派遣を受けようとする者のうち，第3条第1号及び第4号に規定する者（以下「申請者」という。）は「ホームヘルパー派遣申請書」に当該世帯の生計中心者（世帯を事実上主宰し，生計維持の中心者として市長が認めた者をいう。以下同じ。）の前年の所得税の課税状況を証明する書類（以下「課税証明書」という。），及び難病患者については医師の「診断書」を添えて派遣を受けようとする日の10日前までに市長に申請しなければならない。ただし，当該世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（以下「保護世帯」という。）であるときは，課税証明書の添付を要しない。

2 申請者は，原則として生計中心者とする。生計中心者以外の者が申請するときは，生計中心者の承諾を得たものでなければならない。

3 前2項の規定は，現に派遣を受けている世帯（以下「派遣世帯」という。）が，引き続いて翌年度も派遣を受けようとする場合にも適用する。

4 市長は，口頭（電話を含む。）による申請があった場合において緊急にホームヘルパーを派遣する必要があると認められるときは第1項の規定にかかわらずこれを受理することができる。この場合，事後速やかに申請書等を提出させるものとする。

(派遣の審査、決定等)

第7条 市長は，申請書を受理したときは，必要に応じて当該世帯の訪問及び関係機関等への照会，意見聴取等実施して派遣対象者の身体的状況及び当該世帯の状況等十分調査した後，派遣の要否，回数，時間数及びサービス内容並びに派遣世帯階層区分等を決定し，その旨「ホームヘルパー派遣決定（変更）通知書」又は，「ホームヘルパー派遣申請却下通知書」により申請者に通知するものとする。ただし，第3条第2号，第3号及び第5号に規定する対象者に派遣を行う場合は，「居宅支援措置決定（変更）通知書」及び「居宅支援委託決定（変更）通知書」により，派遣対象者及び第17条に規定する受託法人に通知する

ものとする。

- 2 市長は、ホームヘルパーの派遣決定を時間単位で行うものとする。この場合、申請者の希望するサービス内容では時間単位で派遣することが困難と認められるときは、申請者と協議のうえ、サービス内容を調整するものとする。

(派遣時間帯)

第8条 ホームヘルパーの派遣時間帯は、原則として午前7時から午後10時までの間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(派遣決定内容の変更等)

第9条 派遣世帯が、派遣対象者又は当該派遣世帯の状況変化等により、派遣決定内容の変更を希望するときは「ホームヘルパー派遣内容変更申請書」により変更を希望する10日前までに市長に申請するものとする。

- 2 前項の申請についての審査決定及び通知に関しては第7条の規定を準用する。

(派遣の廃止及び停止)

第10条 市長は、申請者又は当該派遣世帯から派遣の辞退の申出又は第16条の規定に基づく届け出により派遣を要しなくなったときは派遣をとりやめるものとする。

- 2 市長は、派遣対象者又は当該派遣世帯員が第4条第2号及び第3号のいずれかに該当することになったときは派遣を取り止め又は停止するものとする。

- 3 市長は、派遣を取り止め又は停止したときは「ホームヘルパー派遣廃止（停止）決定通知書」により当該申請者に通知するものとする。ただし、第3条第2号、第3号及び第5号に規定する対象者への派遣を取り止め又は停止したときは、「居宅支援措置解除通知書」及び「措置解除通知書」により、派遣対象者及び第17条に規定する受託法人に通知するものとする。

(費用の負担等)

第11条 派遣世帯は、新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例（昭和58年新潟市条例第5号）の定めるところにより派遣に要した費用（以下「派遣手数料」という。）を負担するものとする。（ただし、第3条第1号及び第4号に規定する派遣世帯のうち保護世帯及び前年の所得税が非課税世帯を除く。また、この場合において所得税額は、平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）」に係る取扱いについてにより計算するものとする。）

- 2 市長は、前項の派遣手数料の徴収額を決定したときは「内訳書」により当該派遣世帯の生計中心者に通知するものとする。

(費用の減免等)

第 12 条 市長は、新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則（昭和 58 年新潟市規則第 26 号）の規定に基づく派遣手数料の減免の申請があったときは、必要に応じて当該派遣対象世帯の訪問及び関係機関等への照会を実施する等十分調査した後、減免の可否を決定し、その結果を「ホームヘルパー派遣手数料免除承認（不承認）通知書」により申請者に通知するものとする。

(ホームヘルパーの選考及び勤務形態)

第 13 条 ホームヘルパーは、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから選考するものとする。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 老人福祉、身体障害者福祉、児童福祉及び知的障害者福祉、難病患者の福祉に関し理解と熱意を有すること。
- (3) 介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有すること。

2 ホームヘルパーの勤務形態は、恒常的、臨時的介護需要量などを総合的に考慮して決定するものとする。

(ホームヘルパーの研修)

第 14 条 市長は、ホームヘルパーの資質の向上を図るため、採用時研修及び定期研修を実施するとともに、他の実施する研修会等に受講の機会を与えるものとする。

(ホームヘルパーの義務)

第 15 条 ホームヘルパーは、その義務を行うにあたっては、派遣対象者の人格を尊重してこれを行うとともに、当該対象者の身上及び世帯に関して知り得た秘密を守らなければならない。

2 ホームヘルパーは、その勤務中、常に身分証明書を携行し、必要があるときは、これを関係者に提示しなければならない。

(利用者の義務等)

第 16 条 派遣対象者及び派遣世帯員は、本事業の目的に沿った利用に努めるとともに、ホームヘルパーの義務の遂行に協力しなければならない。

2 派遣世帯員は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかにその旨市長に届け出なければならない。

- (1) 派遣対象者が医療機関に入院又は施設に入所するとき
- (2) 派遣対象者が死亡したとき

- (3) 派遣世帯が転居するとき
- (4) 派遣世帯に著しい変化が生じたとき
(事業の委託等)

第 17 条 市長はホームヘルパーの派遣事業の一部について、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人、福祉公社等（以下「受託法人」という。）に委託することができる。

- 2 受託法人が派遣するホームヘルパーの選考及び勤務形態並びに研修は第 13 条及び第 14 条の規定に準じて当該受託法人が定めるものとする。
(他事業との連携)

第 18 条 市長及びホームヘルパーは、本事業の実施にあたって効率的な運営に努めるとともに、関連事業との連携に十分配慮し、常に関係機関と密接な連絡を保ち適切な事業運営を図るものとする。
(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、ホームヘルパー派遣事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
(関係要綱の廃止)
- 2 新潟市家庭奉仕員事業要綱（昭和 53 年 4 月 1 日施行）及び新潟市介護人派遣事業要綱（昭和 51 年 12 月 15 日施行）は廃止する。
- 3 この要綱実施日前に家庭奉仕員の派遣を受けている世帯の取扱いについて、当該派遣世帯に特別の理由のある場合を除き、従前どおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
(関係要綱の廃止)
- 2 新潟市盲人ガイドヘルパー派遣事業実施要綱（昭和 54 年 7 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年 7 月 5 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市家庭奉仕員派遣事業運営要綱の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 1 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 4 号の規定は、平成 2 7 年 7 月 1 日から適用する。